

事業者/NRAが行う検査時に希望するデジタル技術について

第9回検査制度に関する意見交換会合

原子力エネルギー協議会（ATENA）

1. 事業者が行う検査時に希望するデジタル技術について

- 火力部門等においては現場作業をデジタル技術で補完・代替する取組が進められており、将来的にはこれらの技術分野を原子力にも適用する可能性が考えられる。
（例）巡視点検のデジタル化（センサー・カメラ、ロボット・ドローン）、AI等による異常検知
- 現状においてこれらの取組を阻害している規制は事業者では確認できていないが、将来このような技術を原子力事業者が採用する場合には、具体的な取り組みがまとまった段階で規制上の問題点がないのかご相談したい。
- 電磁的方法により記録を作成する場合、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（原子力規制委員会告示四号）」に基準が規定されているが、解釈について必要に応じご相談したい。

（例）電磁的記録とは、書面捺印による紙媒体の記録をスキャナを通じて電子化したものであっても正の記録として認められるものなのか？これが認められる場合、①これにより紙記録の廃棄も認められるか？②検査は同電子媒体からの印刷物により実施されるが、これは許容されるか？

2. NRAが行う検査時に希望するデジタル技術について

- 現場確認を伴わない規制検査や法定確認は、デジタル技術を活用して効率的に実施頂きたい。
（例）Webベースでの会議、電子データによる書類確認
- 検査に係る申請書、報告書は紙版を作成し、手渡し若しくは郵送が必須とされているが、電子申請若しくは電子版のメールによる送付も可能として頂きたい。